



栃木県公報

令和5(2023)年
3月31日(金)
号外
第18号

目次

規 則

- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正..... 1
- 栃木県県税条例施行規則の一部改正..... 2
- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正..... 4

合 同 訓 令

- 栃木県職員安全衛生管理規程の一部改正..... 10

規 則

栃木県規則第15号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年栃木県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 略</p> <p>第3条 特例条例別表第1の6の4の項第21号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) <u>小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却</u></p> <p>(2) <u>工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）第36条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除</u></p>	<p>第2条 略</p>

却

(4) 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

(5) 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

(6) 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

(7) 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

(8) 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

第4条 略

第3条 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行政改革ICT推進課)

栃木県規則第16号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴税吏員の権限の委任)</p> <p>第2条 条例第10条第1号に掲げる場合又は同号の提出に係る物件を留め置く場合における徴税吏員としての知事の権限は、経営管理部税務課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）に委任する。</p>	<p>(徴税吏員の権限の委任)</p> <p>第2条 条例第10条第1号に掲げる場合又は同号の提出に係る物件を留め置く場合における徴税吏員としての知事の権限は、経営管理部税務課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）に委任する。</p>

別記様式第50号（その2）の次に次のように加える。

(その3)

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書

納税者
住所
名称 様

第 年 月 日

栃木県 県税事務所長
したので、地方税法第55条第4項、第72条の

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税について、次のとおり
42、第72条の46第6項、第72条の47第5項の規定により通知します。
よって、この通知により納付すべき額を下記の納期限までに納付書によって納付してください。

(事業税)
法第七十二条の二第一項各号に掲げる事業

摘要	課税標準額	税率	税額	県税	課税番号
所得金額総額				事業(連結事業)年度	
所得割				摘要	税額
付加価値額総額				課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
付加価値額				本県分の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
資本割				法人税割額((ア)×%)	
収入割				県民税の特定寄附金控除額	
所得割				税額控除超過相当額の加算	
付加価値割				控除対象所得税額等相当額等の控除額	
資本割				外国の法人税額の控除額	
収入割				仮装経理に基づく控除額	
均等割				差引法人税割額	
均等割				既に納付の確定した当期分の法人税割額	
均等割				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
均等割				納付法人税割額①	
均等割				均等割額	
均等割				均等割額	
均等割				納付均等割額②	
均等割				納付県民税額(①+②)	
均等割				県民税	
均等割				本県分	
均等割				総数	
均等割				事業税	
均等割				区分	
均等割				本県分	
均等割				総数	
均等割				区分	
均等割				本県分	
均等割				総数	
均等割				標準	
均等割				本県分	
均等割				総数	

(県民税)

(特別法人事業税)

摘要	課税標準額	税率	税額	申告書提出期限
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額				申告書提出日
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額				申告書提出日
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額				申告書提出日
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額				申告書提出日
合計特別法人事業税額				法人税処理日
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				修正申告日
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				修正申告日
摘要	加算金の基礎となる税額	割合	加算金額	納付場所
過少申告加算金				納付場所
不申告加算金				納付場所
(計)				納付場所
重加算金				納付場所

の更正理由等
(この欄には、「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること)

別記様式第74号中

地方税法附則第11条の4第1項	事業の用に供した期間		支給を受けた助成金の名称	
地方税法附則第11条の4第4項又は第6項	改修工事完了日	譲渡年月日	譲渡を受けた者の住所及び氏名	譲渡を受けた者の居住開始年月日

を

に改め

地方税法附則第11条の4第2項又は第4項	改修工事完了日	譲渡年月日	譲渡を受けた者の住所及び氏名	譲渡を受けた者の居住開始年月日

る。

別記様式第75号中

地方税法附則第11条の4第2項	事業の用に供する期間		支給を受けた助成金の名称	
地方税法附則第11条の4第5項又は第7項	改修工事完了予定年月日	譲渡予定年月日	譲渡を受ける者の住所及び氏名	

を

に改め

地方税法附則第11条の4第3項又は第5項	改修工事完了予定年月日	譲渡予定年月日	譲渡を受ける者の住所及び氏名

る。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(税務課)

栃木県規則第17号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

(栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

第1条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成5年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用券の交付)	(利用券の交付)
第7条 条例第3条に規定する特定施設を普通利用	第7条 条例第3条に規定する特定施設を普通利用

	12時まで (1月4日 にあつては 午後1時か ら午後12時 まで、12月 28日にあつ ては午前0 時から午前 10時まで)		12時まで (1月4日 にあつては 午後1時か ら午後12時 まで、12月 28日にあつ ては午前0 時から午前 10時まで)
略		略	

別表第3 栃木県総合運動公園北・中央エリアの項及び栃木県総合運動公園東エリアの項を削り、同表備考を削る。

別表第4に次のように加える。

		陸上競技場	午前8時30分から 正午までの時間1 回につき	650円
			正午から午後6時 までの時間1回に つき	840円
			午前8時30分から 午後6時までの時 間1回につき	1,460円
			午後6時から午後 9時までの時間1 回につき	420円
		第2陸上競技場	午前8時30分から 正午までの時間1 回につき	650円
			正午から午後6時 までの時間1回に つき	840円
			午前8時30分から 午後6時までの時 間1回につき	1,460円
		野球場(本球場)	午前8時30分から 正午までの時間1 回につき	650円
			正午から午後6時 までの時間1回に つき	840円
			午前8時30分から 午後6時までの時 間1回につき	1,460円
		サッカー・ラグビー場	午前8時30分から 正午までの時間1 回につき	650円
			正午から午後6時 までの時間1回に	840円

栃木県総合運動公園 北・中央エリア	放送設備			つき		
				午前8時30分から 午後6時までの時間 1回につき	1,460円	
		テニスコート		午前8時30分から 午前10時までの時間 1回につき	280円	
				午前10時から正午 までの時間1回につき	360円	
				正午から午後2時 までの時間1回につき	360円	
				午後2時から午後 4時までの時間1 回につき	360円	
				午後4時から午後 5時までの時間1 回につき	180円	
				午後5時から午後 6時までの時間1 回につき	180円	
				午前8時30分から 午後6時までの時間 1回につき	1,460円	
				武道館		第1道場
	第2道場	1日1回につき	1,020円			
	弓道場(近的射場)	1日1回につき	1,020円			
	弓道場(遠的射場)	1日1回につき	1,020円			
	多目的広場(投てき場)		午前8時30分から 正午までの時間1 回につき	650円		
			正午から午後6時 までの時間1回に つき	840円		
			午前8時30分から 午後6時までの時間 1回につき	1,460円		
	フロント	武道館		第1道場	1日1回につき	3,210円
				第2道場	1日1回につき	2,000円
				弓道場(近的射場)	1日1回につき	50円
				弓道場(遠的射場)	1日1回につき	80円
大型映像装置		1時間につき		5,540円		
		午前8時30分から 正午までの時間1 回につき		2,710円		
		正午から午後6時				

	電 光 掲 示 板		までの時間1回につき	2,930円	
			午前8時30分から 午後6時までの時間1回につき	5,430円	
移 動 式 電 光 掲 示 板			1時間につき	250円	
照 明 設 備	陸 上 競 技 場	1 / 5 灯	1時間につき	1,210円	
		1 / 4 灯	1時間につき	2,000円	
		1 / 3 灯	1時間につき	2,430円	
		1 / 2 灯	1時間につき	3,990円	
		4 / 5 灯	1時間につき	6,380円	
		全 灯	1時間につき	7,480円	
	野 球 場 (本 球 場)	2 / 5 灯	1時間につき	6,820円	
		2 / 3 灯	1時間につき	7,940円	
		全 灯	1時間につき	12,200円	
	テ ニ ス コ ー ト		1面1時間につき	410円	
	武 道 館	第 1 道 場	1 / 3 灯	1時間につき	100円
			2 / 3 灯	1時間につき	200円
			全 灯	1時間につき	310円
		第 2 道 場		1時間につき	200円
		弓道場(近的射場)		1時間につき	20円
弓道場(遠的射場)		1時間につき	20円		
冷 房 設 備	武 道 館	第 1 道 場	1時間につき	4,840円	
		第 2 道 場	1時間につき	1,410円	
暖 房 設 備	武 道 館	第 1 道 場	1時間につき	5,550円	
		第 2 道 場	1時間につき	1,770円	
栃 木 県 総 合 運 動 公 園 東 エ リ ア	放 送 設 備	メ イ ン ア リ ー ナ		1時間につき	500円
		サ ブ ア リ ー ナ		1時間につき	500円
	ポ ー タ ブ ル ス テ ー ジ	メ イ ン ア リ ー ナ		1日1回につき	10,000円
		サ ブ ア リ ー ナ		1日1回につき	10,000円
	フ ロ ア シ ー ト	メ イ ン ア リ ー ナ		1日1回につき	3,000円
		サ ブ ア リ ー ナ		1日1回につき	3,000円
	可 動 席			1日1回につき	25,000円
	3	F	観 客 席	1日1回につき	20,000円
	4	F	観 客 席	1日1回につき	10,000円
	大 型 電 光 表 示 装 置			1時間につき	1,000円
	電 光 得 点 シ ス テ ム	メ イ ン ア リ ー ナ		1時間につき	500円
		サ ブ ア リ ー ナ		1時間につき	500円
	照 明 設 備	メ イ ン ア リ ー ナ	1 / 3 灯	1時間につき	1,000円
			1 / 2 灯	1時間につき	1,500円
			全 灯	1時間につき	2,000円
		サ ブ ア リ ー ナ	1 / 2 灯	1時間につき	500円
			2 / 3 灯	1時間につき	700円
			全 灯	1時間につき	1,000円
		屋 内 水 泳 場	1 / 3 灯	1時間につき	700円
			2 / 3 灯	1時間につき	1,000円
全 灯			1時間につき	1,500円	
空 調 設 備	メ イ ン ア リ ー ナ		1時間につき	12,000円	
	サ ブ ア リ ー ナ		1時間につき	5,000円	
競 泳 競 技 大 会 用 備 品			1時間につき	1,000円	

飛込競技大会用備品	1時間につき	1,000円
アーティスティック競技大会用備品	1時間につき	1,000円
水球競技大会用備品	1時間につき	1,000円
スター台	1時間につき	1,000円

別表第4に備考として次のように加える。

備考

- やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場（本球場）の放送設備を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、200円とする。
- やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアのテニスコートの放送設備を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、270円とする。
- やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場（本球場）の電光掲示板を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、730円とする。

別記様式第2号（その6）から（その8）までの規定中「 | 使用料 | 」を「 | 利用料金 | 」に、「納付期限」を「支払期限」に改める。

（とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正）

第2条 とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則（令和2年栃木県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>とちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>とちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例</u>（令和元年栃木県条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、とちぎスポーツ医科学センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（利用時間）</p> <p>第3条 センターの利用時間は、<u>午前9時</u>から午後9時までとする。ただし、知事が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。</p> <p>（利用料金の公告）</p> <p>第10条 <u>知事は、条例第13条第2項後段の承認をしたときは、当該承認に係る利用料金を公告するものとする。</u></p>	<p><u>とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例</u>（令和元年栃木県条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、とちぎスポーツ医科学センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（利用時間）</p> <p>第3条 センターの利用時間は、<u>正午（日曜日、土曜日及び休日）にあつては、午前9時</u>から午後9時までとする。ただし、知事が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。</p> <p>（使用料）</p> <p>第10条 <u>利用者は、第4条第3項の利用許可書又は第5条第2項の利用変更許可書の交付を受けたときは、知事が別に定める納期限までに使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第11条 <u>条例第14条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。</u></p>

第11条 略

(使用料の還付)
第12条 条例第15条ただし書の規定により知事が還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
 (1) 利用者の責めによらない理由によりセンターの利用ができなくなった場合 既に納付した使用料の全額
 (2) 利用者が利用日の7日前までに第5条第1項の利用変更許可申請書又は同条第3項の利用取消届出書を提出した場合 使用料の過納額全額
2 条例第15条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。
第13条 略

別記様式第2号中「| 使用料 |」を「| 利用料金 |」に、「納付期限」を「支払期限」に、「とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則」を、「とちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例施行規則」に改める。

別記様式第4号中

変更前の使用料	円	変更後の使用料	円
この許可により納付すべき使用料	円	納付期限	年 月 日

を

変更前の利用料金	円	変更後の利用料金	円
この許可により支払うべき利用料金	円	支払期限	年 月 日

に、

「とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則」を、「とちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例施行規則」に改める。

別記様式第6号及び別記様式第7号を削る。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

合 同 訓 令

栃 木 県
 栃木県人事委員会
 栃木県監査委員訓令第1号
 栃 木 県 議 会
 栃木県教育委員会

本 庁
 出 先 機 関
 議 会 事 務 局

人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局
教育委員会事務局
学校以外の教育機関

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一
栃木県議会議長 山形 修治
栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎
栃木県代表監査委員 森澤 隆
栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県職員安全衛生管理規程（昭和60年栃木県・栃木県人事委員会・栃木県監査委員・栃木県議会・栃木県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部 <u>栃木県部局設置条例</u>（平成18年栃木県条例第49号）により設けられた部及び局をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部 <u>栃木県部設置条例</u>（平成18年栃木県条例第49号）により設けられた部 _____ をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(職員厚生課)